

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費
その他社会保障施策に要する経費

1 地方消費税増税分の使途

消費税の引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障４経費（制度として確立された年金、医療および介護の社会保障給付ならびに少子化に対処するための経費）の財源確保にあることから、国分の消費税収は全額「社会保障４経費」にあてることとされ、引き上げ分の地方消費税収については、社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費の充実・安定化に充てるものとされています。

2 本県の増収額

７年度の地方消費税の増収分は、２４８．１億円ですが、その一部を市町に交付金として配分するため、県の社会保障施策への充当額は１２６．１億円となります。

地方消費税の増収額	２４８．１億円
市町への交付金	△１２２．０億円
社会保障施策への充当額	１２６．１億円

3 本県の社会保障施策に要する経費

社会保障施策とは、社会保障４経費を含む社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策をいい、福井県においては、民生費（災害救助費、自然保護費を除く）、衛生費（環境衛生費を除く）のうち、物件費、扶助費、補助費等をいいます。

社会福祉	３０３億円（うち一般財源２５９億円）
社会保険	２９１億円（うち一般財源２８２億円）
保健衛生	５９億円（うち一般財源 ２８億円）
計	６５３億円（うち一般財源５６９億円）
（物価高騰対策経費除く計	６４３億円（うち一般財源５６１億円）

本県の社会保障施策に要する経費は６５３億円、このうち一般財源５６９億円に、１２６．１億円を充当しています。